

電子カルテ情報共有サービス 操作マニュアル



こちらの機能はオプションです。別途ご契約が必要となります。

<ご案内>

本書は「電子カルテ情報共有サービス」についての操作手順を説明しています。本書をよくお読みになり十分に活用してください。また、お読みになった後も大切に保管してください。

はじめに

本書は、「電子カルテ情報共有サービス」についての操作手順を説明しています。本書をよくお読みになり十分に活用してください。また、お読みになった後も大切に保管してください。

※本書中に使用している画面は参考画面です。お客様のお使いの機種により多少異なりますのでご了承ください。

Contents

電子カルテ情報共有サービスについて	1
画面説明	2
個人情報保護を行っている場合	3
参照権限の設定	3
臨床情報の表示(個人情報保護を行っている場合)	5
個人情報保護を行っていない場合	6
パスワードの設定	6
臨床情報の表示(個人情報保護を行っていない場合)	8
<参考> 臨床情報取得時のエラー一覧	9

電子カルテ情報共有サービスについて

★電子カルテ情報共有サービスはオプションです。使用するには、別途費用が必要となります。

電子カルテ情報共有サービスとは？

電子カルテ情報共有サービスは、全国の医療機関や薬局などで患者さんの電子カルテ情報を共有するための仕組みです。提供されているサービスは全部で4種類あり、主に医科を中心とした内容となっていますが、歯科ではそのうち「②健診文書の閲覧」と「③臨床情報の閲覧」が利用できます。

①文書送受信サービス

診療情報提供書(紹介状)を、紹介先の医療機関等宛てに電子送付できる仕組みです。
※医科対象のサービスとなるため歯科は対象外です。

②健診文書登録・閲覧サービス

医療機関が電子カルテ情報共有サービスに健康診断結果報告書(以後、健診文書)を登録することで、迅速に健診結果をマイナポータルで本人が閲覧できるほか、全国の医療機関等及び加入する医療保険者等が取得・閲覧できる仕組みです。

※健診文書の登録は医科対象のサービスとなるため歯科は対象外です。

※健診文書閲覧はすでに対応済みです。(「オンライン資格確認操作マニュアル」参照)

③臨床情報登録・閲覧サービス

電子カルテに登録されている臨床情報(傷病名・アレルギー・薬剤禁忌・感染症・検査・処方)を全国の医療機関等や患者が取得・閲覧できる仕組みです。

※臨床情報登録は医科対象のサービスとなるため歯科は対象外です。

★臨床情報が閲覧できるように対応しました。(参照方法は次ページ以降をご確認ください。)

④患者サマリー登録・閲覧サービス

医師から患者に対して提供される療養上のアドバイスをマイナポータルから閲覧できる仕組みです。

※医科対象のサービスとなるため歯科は対象外です。

詳細は厚労省ホームページ(下記)にてご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001457777.pdf>

QRコード



画面説明

電子カルテ情報共有サービスの場合、以下の画面に変更されます。

<資格情報比較画面>

「臨床情報」欄を追加しました。

項目	患者情報	資格情報	取込
1: カナ氏名	ニホノ アツタ	ニホノ アツタ	<input checked="" type="checkbox"/>
2: 氏名	日本 電苑	日本 電苑	<input checked="" type="checkbox"/>
3: 生年月日	昭和48年12月 1日	昭和48年12月 1日	<input checked="" type="checkbox"/>
4: 性別	男	男	<input checked="" type="checkbox"/>
5: 本人家族区分	本人	本人	<input checked="" type="checkbox"/>
6: 負担区分	一般	一般	<input checked="" type="checkbox"/>
7: 郵便番号	047-9660	047-9660	<input checked="" type="checkbox"/>
8: 住所	北海道小樽市花園3-18-99	北海道小樽市花園3-18-99	<input checked="" type="checkbox"/>
9: 保険者番号	6140248	6140248	<input checked="" type="checkbox"/>
10: 記号・番号・枝番	10・1619930207x009-1	10・1619930207x009-1	<input checked="" type="checkbox"/>
11: 有効期限			<input checked="" type="checkbox"/>
12: 資格取得日	平成24年 4月 1日	平成24年 4月 1日	<input checked="" type="checkbox"/>
13: 被保険者氏名			<input checked="" type="checkbox"/>
14: 所属区分			<input type="checkbox"/>
15: 発行日			<input type="checkbox"/>
16: 有効期限			<input type="checkbox"/>

臨床情報

マイナンバーカード読み取り時に患者さんが選択した臨床情報の閲覧同意の有無が表示されます。

- ・—: 情報なし
- ・×: 同意なし
- ・○: 同意あり

※臨床情報欄にマウスカーソルを置くと、臨床項目6項目それぞれの同意状態が表示されます。

表示例)

<カルテ入力画面>

上部にある【薬情・特健・診療】ボタンを【薬情・特健・診療他】に変更し、メニューに“臨床情報”を追加しました。

臨床情報

クリックすると臨床情報が参照可能です。

※患者さんが臨床情報に同意していない場合、“臨床情報”がグレーで表示されます。

臨床情報を参照するには設定が必要です。

- 個人情報保護を行っている場合→次ページへ
- 個人情報保護を行っていない場合→P.6へ

個人情報保護を行っている場合



個人情報保護を行っていない場合は、P.6を参照してください。

● 参照権限の設定

「ユーザー情報の修正」画面に「臨床情報の参照」のチェックボックスを追加しました。これにより、個人情報保護を設定しているお客様または電子カルテ運用を行っている場合、臨床情報の参照の権限をユーザーIDに付与することができます。

・電子カルテ仕様の場合

ユーザー情報の修正

ユーザーID:

新しいパスワード:

パスワードの確認入力:

ユーザーの権限: 管理者

ドクターコード:

ドクター名称:

ドクター区分:

説明: デフォルト管理者

薬剤情報の参照 特定健診の参照 診療情報の参照 (手術情報) 臨床情報の参照

※ユーザーID/パスワードには、「半角英数字(大文字/小文字)」と「-」「_」が使用できます。

閉じる 登録

・電子カルテ仕様ではない場合

ユーザー情報の修正

ユーザーID:

新しいパスワード:

パスワードの確認入力:

ユーザーの権限: 管理者

説明: デフォルト管理者

薬剤情報の参照 特定健診の参照 診療情報の参照 (手術情報) 臨床情報の参照

※ユーザーID/パスワードには、「半角英数字(大文字/小文字)」と「-」「_」が使用できます。

閉じる 登録

個人情報保護を行っている場合、臨床情報参照の権限設定が必要となります。以下の手順を参照し、ユーザーIDごとに権限の設定を行ってください。

- ・初回のみ設定を行ってください。(次回以降は設定の必要はありません)
- ・マシン単位で設定を行ってください。
- ・臨床情報参照の権限は有資格者(医師・歯科医師・薬剤師等)のユーザーIDに対して設定してください。

- 1 メインメニューの【メンテナンス】→【個人情報保護メンテナンス】をクリックします。
- 2 ユーザーIDとパスワードの入力画面が表示されますので、それぞれ入力し、【確定】をクリックしてください。
※管理者(有資格者)でログインしてください。
- 3 個人情報保護メンテナンスツール画面が表示されます。該当のユーザーIDを選択しダブルクリックします。

個人情報保護メンテナンスツール

個人情報保護の設定

このマシンで個人情報保護を行う

※マシン再起動後に有効となります。

ユーザーID	権限	説明	操作
span	管理者	デフォルト管理者	ダブルクリック

追加 削除 変更

ユーザー管理 アクセス制限 アクセスログ その他

- 4 「ユーザー情報の修正」画面が表示されます。
「臨床情報の参照」のチェックボックスにチェックを入れ、【登録】をクリックします。

ユーザー情報の修正

ユーザーID:

新しいパスワード:

パスワードの確認入力:

ユーザーの権限: 管理者

説明: デフォルト管理者

薬剤情報の参照 特定健診の参照 診療情報の参照 (手術情報) 臨床情報の参照

※ユーザーID/パスワードには、「半角英数字(大文字/小文字)」と「-」「_」が使用できます。

- 5 個人情報保護メンテナンスツール画面に戻りますので、【終了】をクリックします。

HINT 個人情報保護メンテナンスツール画面について

個人情報保護メンテナンスツール画面に、「臨」欄を追加致しました。
※手順4の「ユーザー情報の修正」画面にて、「臨床情報」のチェックボックスにチェックを入れると「○」が表示されます。

ユーザーID	権限	ドクターコード	ドクター名称	ドクター区分	説明	薬	特	臨
japan	管理者				デフォルト管理者	×	×	×
001	一般	01	日本太郎	Dr管理者		○	○	○

- 6 「終了します。よろしいですか？設定内容の一部はマシンの再起動後に有効になります。」と表示されますので、【はい】をクリックします。

- 7 メインメニューに戻りますので、マシンを再起動してください。

● 臨床情報の表示 (個人情報保護を行っている場合)

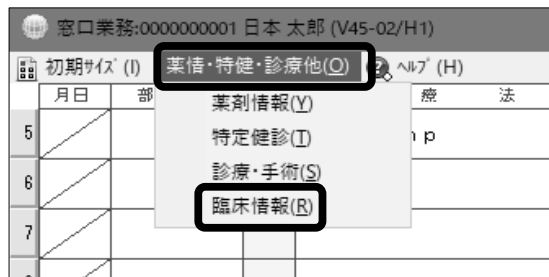
以下手順を参照し、臨床情報を表示してください。



臨床情報は医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者のみが閲覧可能です！

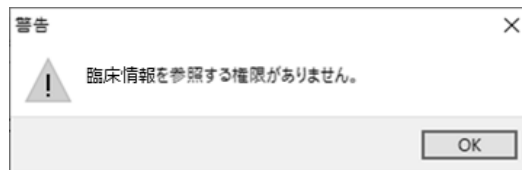
患者様の意思をマイナンバーカードで確認した上で、有資格者(医師/歯科医師/薬剤師等)が閲覧してください。

- 1 管理者(有資格者)にて個人情報保護のログインを行ってください。
- 2 該当患者さん呼び出し、【カルテ入力】タブをクリックします。
- 3 ・電子カルテ仕様の場合、「患者認証」画面が開きます。パスワードを入力し、【確定(F12)】をクリックします。
・電子カルテ仕様ではない場合、手順4へ進みます。
- 4 カルテ入力画面の上部にある【薬情・特健・診療他】をクリック→“臨床情報”をクリックします。



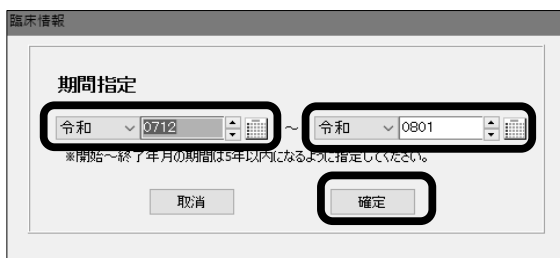
・患者さんが、マイナンバーカードで【同意する】を選択していない場合“臨床情報”がグレー表示され、クリックできません。

・参照権限のないユーザーIDで“臨床情報”をクリックした場合、以下のメッセージが表示されます。



- 5 期間指定画面が表示されます。開始/終了の年月を指定し、【確定】をクリックします。

(この場合は令和7年12月～令和8年1月分を参照したいので、開始日付に「0712」、終了日付に「0801」と入力し【確定】をクリック)



・元号は「令和」のみ選択可能です。
(令和1年5月より指定可能)

・開始～終了年月日は5年以内になるよう入力してください。

- 6 PDF取得中のメッセージ表示後、PDFが表示されます。

個人情報保護を行っていない場合

● パスワードの設定

個人情報保護メンテナンスツール画面に「臨床情報の参照用」を追加しました。
個人情報保護を行っていない場合、臨床情報を表示するには、パスワードの設定が必要となります。以下手順を参照し、パスワードを設定してください。



- ・初回のみ設定を行ってください。(次回以降は設定の必要はありません)
- ・パスワード設定は有資格者(医師・歯科医師・薬剤師等)が行ってください。

1 メインメニューの【メンテナンス】→【個人情報保護メンテナンス】をクリックします。

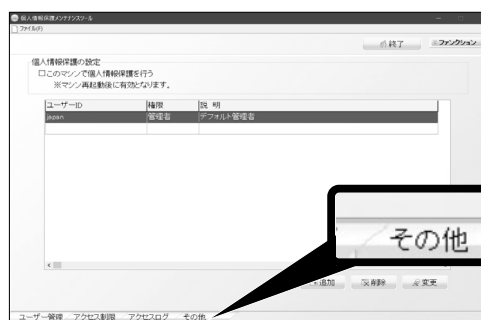
2 ユーザーIDとパスワードの入力画面が表示されます。入力し、【確定】をクリックします。

- ・ユーザーID:japan(初期値)
- ・パスワード:japan(初期値)

※上記ユーザーID/パスワードでログインできない場合は、「hitachi」をお試しください。

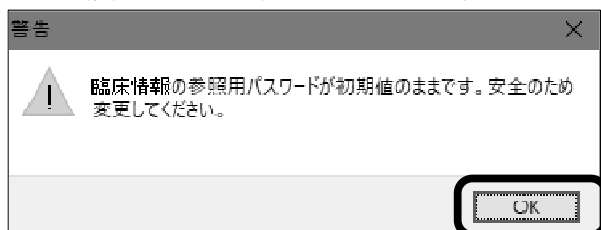


3 個人情報保護メンテナンスツール画面が表示されます。画面下の【その他】タブをクリックします。



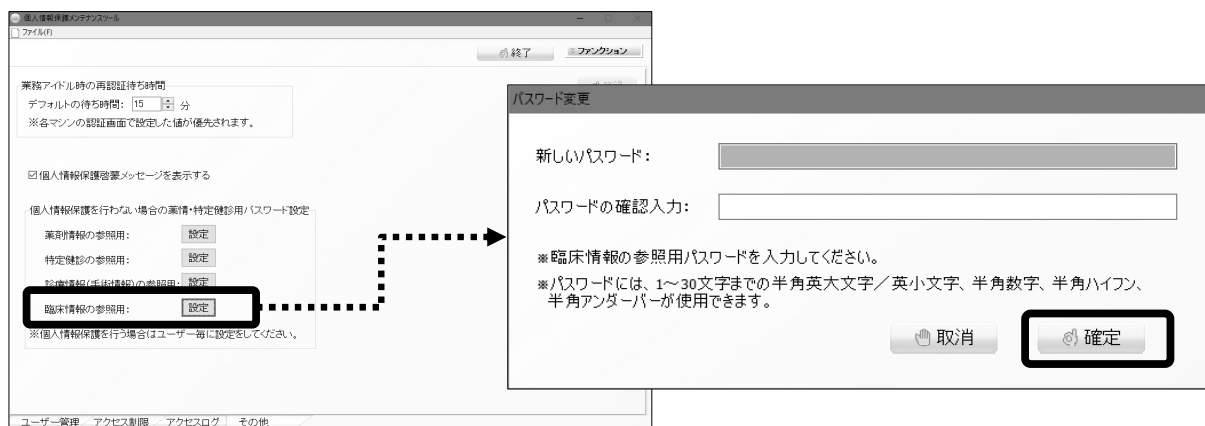
4 以下のようなメッセージが表示されますので、【OK】をクリックしてください。
(初回パスワード設定時のみ表示されます。次回以降このメッセージは表示されません。)

例) 臨床情報のパスワード設定を行っていない場合



5 個人情報保護メンテナンスツール画面が表示されます。

- ①「臨床情報の参照用」にて【設定】をクリックしてください。
- ②パスワード変更画面が表示されますので、「新しいパスワード」「パスワードの確認入力」を入力し、【確定F12】をクリックします。



6 【終了】をクリックし「終了します。よろしいですか？設定内容の一部はマシンの再起動後に有効になります。」と表示されますので、【はい】をクリックします。

7 メインメニューに戻ります。再起動の必要はありません。

● 臨床情報の表示 (個人情報保護を行っていない場合)

以下手順を参照し、臨床情報を表示してください。



臨床情報は医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者のみが閲覧可能です！

患者様の意思をマイナンバーカードで確認した上で、有資格者(医師・歯科医師・薬剤師等)が閲覧してください。

1 該当患者さん呼び出します。

2 カルテ入力画面の上部にある【薬情・特健・診療他】をクリック→“臨床情報”をクリックします。



患者さんが、マイナンバーカードで【同意する】を選択していない場合、“臨床情報”がグレー表示され、クリックできません。

3 パスワード入力画面が表示されますので、パスワード欄に設定したパスワードを入力し、【確定】をクリックしてください。



パスワードが異なる場合、以下のメッセージが表示されます。

※パスワードを忘れてしまった場合は、P.6を参照し再度設定を行ってください。

4 期間指定画面が表示されます。開始/終了の年月を指定し、【確定】をクリックします。

(この場合は令和7年12月～令和8年1月分を参照したいので、開始日付に「0712」、終了日付に「0801」と入力し【確定】をクリック)

・元号は「令和」のみ選択可能です。
(令和1年5月より指定可能)

・開始～終了年月日は5年以内になるよう入力してください。

5 PDF取得中のメッセージ表示後、PDFが表示されます。

<参考> 臨床情報取得時のエラー一覧

臨床情報取得時のエラーの一覧と対処方法です。

エラー内容	詳細と対処方法
【エラー】 資格情報が存在しません。	指定した保険者番号、被保険者証等記号、被保険者証等番号、枝番に相当する資格情報がオンライン資格確認等システムに登録されていない場合に表示されます。患者情報を見直してください。
【エラー】 臨床情報の全ての閲覧同意が有りません。	被保険者のマイナンバーカードによる閲覧同意が行われていない場合(閲覧同意の有効期間超過を含む)に表示されます。被保険者の閲覧同意を取得のうえ、再度実行してください。
【エラー】 電子カルテ情報共有サービスが利用できません。	電子カルテ情報共有サービスの利用申請を行っていない、もしくは電子カルテ情報共有サービス利用設定を行っていない場合に表示されます。電子カルテ情報共有サービスの利用申請、利用設定を行ったうえ、再度実行してください。
【エラー】 臨床情報の検索結果が存在していません	臨床情報検索の検索結果が存在しない場合に表示されます。
【警告】 臨床情報の取得要求の期間が*年を超えています。	情報の取得要求期間が臨床情報の提供期間を超えていた場合に表示されます。指定する期間を見直して、再度実行してください。
【警告】 出力最大件数(*件)を超えています。	指定した期間(年月)に対する臨床情報の取得件数が返却上限件数を超過した場合に表示されます。指定する期間を見直して、再度実行してください。

電子カルテ情報共有サービス 操作マニュアル

初版発行 2026年 2月9日

発行所 ウィーメックス株式会社

落丁・乱丁本についてはお問い合わせください。
本書の内容は将来予告無しに変更することがあります。
本書の内容の一部または全部をウィーメックス株式会社に無断で転記あるいは複製することは禁じます。
本書は内容について万全を期して制作致しましたが、万一記載に誤りや不完全な点がありましたら、弊社までご連絡ください。

Windowsは米国Microsoft社およびその他の国での商標もしくは登録商標です。
その他本書に登場する会社名、製品名、プログラム名などは、それぞれに各社の商標もしくは登録商標です。
なお、本文中には™および®マークなどは記載していません。
また、このマニュアルに記載されている医療機関名、個人名等は架空のものであり、実在する医療機関、個人等とは一切関係ありません。